

所沢市名誉市民条例

昭和42年9月20日

(目的)

第1条 この条例は、本市民及び本市の関係者で広く社会、文化の興隆に功績があり市民の敬愛の対象とされる者に対し、所沢市名誉市民(以下「名誉市民」という。)の称号を贈り、その功績をたたえ、もつて、所沢市の社会文化興隆に資することを目的とする。

(選定)

第2条 名誉市民は、市長の推せんにより、市議会の同意を得て選定する。

2 名誉市民の称号は、死亡した者に対しても追贈することができる。

(事績の公表)

第3条 名誉市民には、その称号及び記章を贈り、その氏名及び事績の概要を市広報に登載し、これを顕彰する。

(待遇)

第4条 名誉市民に対しては、次の各号に掲げる待遇及び特典を与えることができる。

- (1) 市の公の式典への参列
- (2) 死亡したときは、相当の礼をもつてする弔意の表明
- (3) 市の施設の使用に対する便宜の供与
- (4) その他市長が必要と認める特典

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年7月1日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。